

平成 29 年 3 月 27 日
都 市 整 備 局

仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針について

津波被災地域における防災集団移転促進事業により、市が取得した土地（集団移転跡地）について、仙台の新たな魅力を創出する場としての活用を目指し、これまで利活用アイデアの募集や、地域の方々など市民の皆様との意見交換、各分野の専門家で構成された検討委員会などにより、さまざまな検討を行ってきた。

このたび、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」を別添のとおり定めるもの。

今後、この方針を公表し、利活用を希望する事業者からの提案を公募するなど、土地利用の具体化に向け進めていく。

1 「集団移転跡地利活用方針」概要

(1) 方針策定の目的

- ① 仙台の新たな魅力や価値を創出する土地利用を目指すため、将来にわたって跡地利活用に係る基本理念や土地利用方針を、地域の方々や市民、事業者、行政とで共有するもの。
- ② 今後の事業者公募に向けて、応募要領の公表（本年 8 月頃を予定）までに、利活用を希望する事業者が、事業構想を検討・作成する一助とするもの。

(2) 基本理念

『つたえ、つなぎ、そしてつくる、新たな海辺の魅力と未来の仙台』

「つたえる」そこにあったひとの営み、震災の記憶と復興の軌跡を伝えていく

「つなぐ」地域が誇る自然、海辺の豊かな環境とひととを繋いでいく

「つくる」かつての賑わい、そして新たな価値とひとの活力を創っていく

(3) 東部沿岸部の土地利用方針

- ① 各地区の特性を踏まえた「新たな魅力の場」を創出し、地域の歴史や文化・震災の記憶と経験を国内外へ発信・継承していく
- ② 荒浜地区を「東部沿岸部の拠点」として位置づけ、回遊を促す

(4) 各地区の土地利用方針（事業者利活用可能面積）

① 荒浜地区（約 37.5ha）

◇周辺の地域資源の活用、広大な土地やアクセス性を活かし、「新たな賑わいの場」の創出を目指す

② 藤塚地区（約 3.3ha）

◇隣接する海岸公園との連携、貴重な自然環境との調和や活用により、「自然に触れ合う場」の創出を目指す

③ 南蒲生地区（約 2.8ha）

◇周辺環境との調和や地域のまちづくり計画との連携により、「地域を豊かにする場」の創出を目指す

④ 新浜地区（約1.6ha）

◇周辺環境との調和や地域のまちづくり計画との連携により、「地域を豊かにする場」の創出を目指す

⑤ 井土地区（約0.7ha）

◇周辺環境との調和や地域産業との連携により、「地域を豊かにする場」の創出を目指す

(5) 土地利用条件

① 借地条件

・借地料・契約期間・利用可能エリア・地域マネジメント組織・禁止する用途

② 市の支援

・借地料の免除・造成工事等の支援・避難施設の整備・公共施設の整備
・建物に係る固定資産税相当額の助成

③ その他

・地区計画の決定・未買収用地の取扱い

2 今後のスケジュール

平成29年5月頃	事業者との対話の実施
7月頃	事業者向け現地説明会
8月頃	応募要領の公表
12月頃	事業提案書の提出締切
3月頃	事業者の決定・契約